

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和2年1月17日（金）
- 2 開会日時及び場所
令和2年1月17日（金） 午後3時00分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和2年1月17日（金） 午後4時43分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗
（5番）井元 均 （6番）吉本 典正 （7番）木原 伸二 （8番）古谷 修造
（9番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	福谷 英樹
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第5号 農地法施行規則該当転用届について

報告第6号 届出取消申請について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 石田 卓成委員

12番 熊安 悦子委員

午後3時00分開会

○事務局 皆様、こんにちは。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから令和2年1月の月例総会を開催いたします。

本日は、委員さん全員御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

では、早速、会長に御挨拶をいただいて、引き続き議事の進行をお願いします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、11番、石田委員さん、12番の熊安委員さん、お二方にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入ってまいります。

議案第1号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は1ページから2ページにかけて、資料は1ページから12ページとなります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、今回6件提出されており、6件とも所有権の移転です。

目的は、耕作規模拡大が3件、相手方の要望によるもの、経営の安定化、経営移譲が各それぞれ1件ずつとなっています。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第1号の1は、———の農地を———が耕作規模拡大のために購入したいとする所有権移転の申請でございます。

1月13日に、農地の現地確認及び現在——に在住の———に電話にてヒアリングをし、また、このたびの取引のお世話をされた———のおじに当たる———がちょうど私の家に来られましたので、そのときヒアリングをいたしております。

なお、———には再三電話を入れ、16日ようやく連絡がつきましたので、これらの結果について御報告をいたします。

申請農地の場所は、お手元の資料の 1 ページに記載ありますが、———北側の———を挟み、隣接した場所にあります。また、———の自宅に隣接した、これは農地ということでございます。

資料の 2 ページの営農計画書の農機具の保有は、今、紹介いたしました———宅の倉庫に全て保管されております。

なお、このページの下段に、———に加入と書いてありますが、現在、私が———を随分長い間やっており、———の農家の詳細については全て私が掌握しておりますが、営農計画書に記載のとおりであるということでございます。

それでは、農地法第 3 条の許可基準該当表によって説明いたします。

農地法第 3 条第 2 項の 1 号の全部効率要件は、特に該当しません。2 号の農地所有適格法人要件及び 3 号の信託引き受けによる権利取得は該当しません。4 号の農作業常時従事要件は該当しません。5 号の下限面積要件は、20 a 以上ありますので、特に問題ありません。6 号の借地等の転賃については該当しません。7 号の地域との調和要件については、特に支障を生じるおそれはありません。

なお、農地法第 3 条第 3 項の許可基準については、省略いたします。

報告は以上ですが、地元委員としては特に問題ないと判断いたしておりますが、皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1 番、可決、承認いたします。

続きまして、2 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11 番 11 番、石田です。本案件は、———の———というところの入り口前あたりにある田んぼと畑を、———、それと———所有の畑を———に所有権の移転をしようとするものでございます。

まず、譲渡人の———、———に話を伺ったんですが、———のほうはほかにも何枚か農地を所有しておられ、作付もされているんですけど、多忙のため全部は作付できておらず、周りの方に申し訳ないという気持ちでおられたということでした。———のほうは、跡取りもいらっしやなくて、息子さんがおられるんですけどやられないので、徐々に田を減らしていきたいということで、私も以前引き受けたことがあるんですけど、そういうお気持ちでおられました。

譲受人の———にお話をお伺いしたところ、既に議案にある———という 9 畝ぐらいの田

んぼなんですけど、ここは自分で借りて作られていて、何とか田んぼを引き受けてもらえないかと頼まれたので、引き受けることにしましたが、将来はこの方も跡取りがいないのでどうしようか、困っているんだということをおっしゃっていました。——は今、圃場整備とか集落営農を作ろうという話も十分、地域でも会議を開いてやっているので、いずれはそういう形に持って行って、みんなに安心してもらいたいんだというお話をいたしました。

今回の案件で、所有権移転をされることには地元委員としては何ら問題がないと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。本案件は、——の前のところにある農地なんですけど、ここに、この後また議案で、——、——が新しく施設を建てられる案件が出てくるんですけど、それに伴って、その隣地の農地を——の農場として使用したいために、取得されようとするものです。

——のほうは、お話を伺ったところ、やっぱり跡取りがおられない方で、目がかなり悪くなられ、なかなか機械に乗ったりとか、管理が難しくなったということで、ちょうどいいお話なので譲ろうと思いましたということでした。

——のほうは、——として利用されるということで、ただ、議案を見て気になったのは、今、耕作面積が1,447m²で、下限面積の2反以下になっているので、大丈夫なのかと思って、事務局に聞いてみたところ、特殊な事情がありまして、——の農地取得については農地法施行令第2条第2項の例外規定というのがあって、——については、下限面積以下であっても農地の所有を認められているということでした。第2条2項と第2条3項によって取得できるようになっていると。

——以外では、例えば——であったり、——なんかは——として、——なんかを作る場合にも認められているそうです。

——のほうで、農機具を持っているかを確認したところ、くわとかスコップとか、——がやるので、機械ではなくて、そういったものは持っておられました。草刈り機も4台ほど持たれていました。耕さないといけないことがあったときには、今までも周辺の方に、地域の方に協力

してもらって、やっておりますということでした。

地元委員としては、特に問題ない案件ではないかと思っております。皆様方の御審議をよろしく
お願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。説明がありま
したように、例外規定も含めて何かありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いしま
す。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、原田でございます。議案第1号の4は、第3条の規定による所有権移転の許可申
請です。

———の———、それと———にも、電話で聞き取りをいたしましたので、
報告をさせていただきます。

現地は、7ページのとおり、———、———から———のほうに向かって———を越
えて、———まではいかないんですが、その西側の———という地区にあります。

この案件は、平成30年の9月に、第3条の規定による使用収益権の設定ということで申請があ
って、許可を得ている案件でございます。ですから、1年半前ですね。平成30年の時点で、——
———と———との間で、平成32年12月、今年の12月が最終支払
い月となる不動産の割賦販売の売買契約書が結ばれておりました。

したがって、本来ならば、今年の12月に支払いが完了ということで、そこで所有権が移るとい
うことになるんですが、昨年の暮れに1年繰り上げて12月に支払いをされたということで、実際
にお金を払ったということではなくて、最初の割賦契約のときに1カ月分前納金があるんですね。
そのお金を最終分に充当することができますという契約書になっているんです。

したがって、1年前に繰り上げて、割賦の契約分を完済したということで、売買契約書に完済し
た場合は所有権を移転しますというふうになっているので、その契約書どおり今回手続をすると、
こういう内容でございます。

したがって、8ページに営農計画書が出ていますけれども、この内容も1年半前ですから、ほと
んど変わっておりません。したがって、既に使用収益権の設定のときに許可を受けておりますし、
農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については全て該当しないというこ
とで、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番の原田です。議案第1号の5は、第3条の規定による所有権の移転という申請です。

譲渡人の——、それから——、これは親子でございます。お父さんと息子さんということでございます。現地確認と、それから——への聞き取りを1月9日に行いましたので、御報告いたします。

現地は、9ページの地図のとおり、——から——を——のほうへ向かって、——があるんですが、その手前、——という地区になるんですが、——という畑のそばが自宅です。——と——というのが自宅のそばで畑ですね。そのほかが一応登記上は田、現況は一部の田んぼについては耕作をしていないという状況があるんですが、それについては今後は耕作をするという話をされておりました。

——、息子さんの——に話を伺ったんですが、お父さんがまだ健在ですが、大分年をとってきたので、それと——が昨年仕事を定年退職したということで、これからは自宅で家族で、奥さんと、それから子供さんもいらっしゃいますけども、農業をやるということで、近くのお父さんの農地を全て引き継ぐということでございます。

今回、引き継がれる農地を全部足しますと7,634ということで、7反強ということで下限面積は超えているんですが、7,634のほかに、すぐ近くに——の本家があるんですが、本家の農地も全て今預かって耕作しているというような話をされておりました。

営農計画書はちょっと読みづらい字で書いてあるんですが、いずれも自宅から1km以内ということで、——沿いの——のそばのあたりの田んぼは、よくお父さんと——とで稲刈りやったり田植えやったりするのを私もよく見かけていました。何かいつもやるときには家族6人が総出で、小さな田ですが、5、6人でやっているのをよく見かけていましたので、この田だなと思いました。

農機具も、すぐ家のそばに大きな農舎があって、そこに書いてあるような機材も全部そろっておりました。状況としては、そういうところです。

それでは、農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関する事項ですけれども、1号、2

号、それから3号、4号、5号、6号、7号、いずれも該当しておりません。したがって、許可要件の全てを満たしているという判断をいたします。皆様、御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、5番、可決、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○17番 17番の三輪です。

議案第1号の6、——の——の——の——の田を——にお住まいの——に所有権移転をされるという件でございますけども、1月12日、——からお話を伺うことができました。場所は——の山の手にある——の自宅に接する田んぼでございます。この田んぼは長期にわたり——が既に耕作されていて、今後も——が耕作困難ということで、——に所有権を移転したいということでございます。

——は農業機械を全く所有されておらず、農業経験もなく、今後、耕作していくのは困難な状況であるために、これまでも、20年ほど、——に耕作を依頼してこられた経緯がありまして、この田は今まで——が20年間作っておられた田ということでございます。——は私もよく知っていたんですけれども、大型農家でございます。

なお、農地法第3条第2項各号にはいずれも該当しないので、妥当とします。皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、6番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第2号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は3ページ、資料は13ページから18ページとなります。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請ですが、今回1件提出があり、転用目的は農家住宅敷地拡張です。農地区分は、集団面積0.07haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。本案件は、———の——沿いにある———所有の農地を農地転用し、建物を1棟建てようということです。

小さい農地であって、今回、理由を聞いたところ、———のおばあちゃんがおられるんですけど、車椅子に乗っておられるということで、自宅で介護しようと思いましたが、15ページに図面があるんですけど、既存の家がバリアフリーになっていなくて、17ページの図面になるんですが、在宅介護をしようと思っても今の家では難しいということで、農地を転用して建物を1棟建てて、そこで介護をしようとしているものです。

地元委員としては、特に周辺農地利用に影響があるような農地ではありませんので、問題ないかなと思っています。皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号の1番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第3号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は4ページから6ページで、資料は19ページから最後の82ページまでとなります。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請ですが、今回10件提出されております。この10件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が5件、———が1件、進入路が1件、仮設道及び資材置場が1件、建売住宅が1件、車両置場が1件です。

まず、受付番号1ですが、———です。農地区分は、集団農地面積12.2haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。現在、開発許可申請の準備中です。

次に、受付番号2は太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積4.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

続いて、受付番号3は進入路です。農地区分は集団農地面積4.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号4は仮設道及び資材置場です。農地区分は、集団農地面積126.6haの農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地区域内農地です。許可該当法令は、施行令第11条

第1項第1号の一時的な転用です。令和3年10月31日までに原状回復となっています。

続いて、受付番号5は太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積6.4haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。——から約310mの場所となっています。

続いて、次の受付番号6も太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積9.0haの農地で、規則第43条第2号に該当する第3種農地です。——から約200mの場所です。

続いて、受付番号7は建売住宅です。農地区分は、集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の現在準備中となっています。

続いて、受付番号8は太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次の受付番号9も太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積1.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

最後に、受付番号10は車両置場です。農地区分は、集団農地面積15.35haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。

以上となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。参考資料19ページからになります。

先ほど、議案第1号でありました、——の譲渡人と譲受人は先ほどと同様でございます。ここの農地を転用して、4つの建物を建てて、——を建てられようとするものでございます。第1種農地ですが、集落接続ということになっております。

あと、資金証明が今回特殊なケースとなっております、そちらのほうについては事務局から説明させていただければと思います。

○藤井会長 事務局、お願いします。

○事務局 事務局より、議案第3号1の件につきまして補足をいたします。

お手元に配付しておりますA4用紙とA3用紙の資料をご覧ください。

では、A4用紙の「——の資金証明について」から説明いたします。

まず、農地転用の許可申請に必要な書類の1つに資金証明があります。条文で言いますと、お手元のA4用紙の一番上の（1）にある農地法施行規則第30条第4号、第57条の2第2項第1号、次条第5号の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面ということになります。

具体的に提出させるものは、上から2番目の(2)をご覧ください。

これまで、防府市農業委員会では、アルファベットの小文字の「a」、金融機関などが発行した融資を行うことを証する書面、その他の融資を受けられることがわかる書面、またはアルファベットの小文字の「b」、預貯金通帳、金融機関などが発行した預貯金の残高証明書、その他の預貯金の残高がわかる書面を提出していただいております。

今回の——の——を建設するために3億円の資金が必要であり、自己資金1億円、残りの金額を国や県の補助金や——からの借り入れで補う形となります。

相談を受けた段階では、自己資金1億円の預金通帳を提出していただいて、あとは国や県の補助金が確実に下りることがわかる書面を国や県に提出してくださいと頼みました。ところが、国の補助金について内示があるのは6月頃になってしまいます。それでは、農地転用の許可が出るのは最短で8月頃、土を埋めるのに3カ月、建築するのに6カ月ほどかかるので、令和3年4月の——の開設に間に合わない状況になります。4月の開設に間に合わないということになるかというと、今度は補助金が出ない結果になってしまいます。これでは農地転用の許可は永遠に出ないという形になります。

そこで、農林水産省に相談したところ、お配りしたA4の上から2番目の(2)のアルファベットの「d」の内容で対応したらよいと回答がありました。この「d」の内容は、平成31年3月29日に農林水産省が改正したもので、今年度からの比較的新しい基準になります。

今までのルールですと、手持ちの資金がないと農地転用ができない状態ではありましたが、dに書いてあるように、現に事業のための資金がなかったとしても、財務諸表を見て、経営が安定しており、事業を行うための資金の調達で長期的に見て可能であれば、それは必要な資力があると判断してよいという国の通知となります。

ところが、しかし何を見て経営が安定しているのか、何が信用が置けるのかというのは国の基準がなく、許可権者である市町村が個別的にルールを設けて判断すればよいということでした。

そこで、今回、防府市では、A4一番下の(3)の①②③④⑤の審査項目より、資力及び信用の確認をいたしました。

まず、審査項目の(1)について、——の指導監査の事務をする部署が——にありますので、過去3年分の財務諸表をもとに、経営状況を確認してもらいました。それがお配りしているA3の資料になります。

A3の資料の右端にコメントを記載しておりますが、客観的に判断し、経営状況は安定していると、監査のほうから結論を得ました。

国の見解では、この段階で必要な資力があるという判断になりますが、防府市農業委員会では、財務諸表以外の資料からも信用を確認するという考え方から、②から⑤の審査項目を別に設けまし

た。

②は、—————での今回の事業の意思決定の確認を行うため、事業計画及び収支予算書類の議事録の写しを提出してもらいました。また、担保として、何らかの理由で国や県の補助金及び借入金の採択がされなかった場合においても、事業を実施する旨の意思確認の書面をいただきました。

また、③—————から山口県への補助金に関する事業計画申請書の確認、④—————から—————への借り入れに関する借入相談表の確認、⑤事業実施者が—————であり、また当該事業が営利目的でなく、国、県からの補助金交付を受けて実施できる公共性が高い事業であること、以上5つの審査項目より、事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面といたしましたので、補足させていただきます。

○11番 11番、石田ですが、御説明ありがとうございます。

今、御説明いただいたとおりでございますが、地元委員としては特に問題はないと思っておりますので、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

○8番 8番の古谷です。今の審査項目5つあるということで説明がありましたけど、事務局でチェックされたところ、クリアしたということでいいんですね。

○事務局 1から5まで、必要な書類も提出されており、チェックも通っております。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。農業委員会で一番気にかかるのは、もし補助金が下りなかったときにどうするのかということだったんですけども、②にありますように、採択されなかった場合においても事業を実施するという確認書を取り付けましたので。ございませんか。よろしいですか。どうぞ。

○16番 農地とは関係ない話ですが、—————は—————というのは聞いておりますが、以前からやっておられます。事業計画で、既存の—————を小規模化するとはどういうことですか。

○11番 11番、石田です。今は——にもともとある、—————の南側にあるところがメインの——になっているんですけど、数年前から、地域の空き家などを貸していただいたりして、なるべく—————に近いような環境で、そういう—————を育てていきたいという方向で取り組まれておりまして、——のすぐ南側にも1軒家を借りておられたり、あと——、——とかにも借りておられたりとか、そういうところでやっておられるので、今回も大きい建物をどんと建てるんじゃなくて、こじんまりとしたものを4つほど建てるという形になっておりまして、なるべく——

——に近いような環境で——を育ててやりたいという思いで取り組まれているそうです。さらには、その地域で、その家の隣にある畑で簡単な野菜を作ったりして、なるべく土を触れさせたり、アットホームな形を目指しておられるようです。

○藤井会長 よろしいですか。どうぞ。

○4番 財務指標を見ていると、いずれも財務指標は安定しているということで判断できますけど、それで財務指標の共通の部分の中の上から4番目の費用合理性というのがありまして、人件費率と委託費率、これが安定経営のためには一定の割合以下が条件ですよというのがあるんですが、この一定の割合というのは……、この段の説明をちょっとしていただきたいんですが、費用合理性の説明を。

○藤井会長 財務指標（共通）のところの真ん中辺、下から2番目の枠の上から4つ目。

○事務局 長期安定性のところですか。

○藤井会長 その下、費用合理性。

○4番 人件費率と委託費率が、安定した経営のためには一定の割合以下を維持する、この一定の割合というのがどういう……。ほかの指標は全てクリアできているから、いいなと思うんですけど、このところを説明していただければと思います。

○事務局 一定の割合というのは何%になるか、ちょっと私も聞いていなかったんですけども、数字に大きな動きがないことから、監査からも一応一連の説明を受けたんですけど、そんなに問題にならない数字だということは聞きましたが、すみません、一定の割合が具体的にどの数字かは把握しておりません。

○4番 指標の数字がいいからいいんだろうとは思いますがね。

○8番 大体平均して70以上、だから経営的にはいいんだろうという見方をしております。分析してみて、ああいう状態ならいいと。そういう指標だと。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、3番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。本案件ですが、——の——におられる——の農地を——が取得し、太陽光発電設備を作ろうというものです。2番が農地転用で、3番が進入路の申請になります。

参考資料の25ページからになるんですが、緑色で囲んであるところ、2枚の農地を太陽光として、黄色で記してあるところが進入路ということになります。

本案件ですが、1月9日に会長と事務局の方と一緒に現地確認をさせていただいています。周辺もかなり前から太陽光発電設備がたくさんできているところで、今までは地元で太陽光ができる前からかなりもめたりとかいろいろあった地区で、今回もそれを心配したんですけど、既に———で自治会長さんから印鑑はもらっているということで、自治会長さんから地区の方には御説明がなされているということでした。

譲渡人の———ですけど、娘さんが家に一緒におられるんですけど、なかなか農業もできずに、今までも草刈りだけをずっとなされてこられたそうで、このまま所有していても、ここはため池の水を使うところなので、なかなか水田をするのが難しいということで、ほかに何かできる見込みもなく、今回はお話があったので、太陽光の業者に譲ることを決断されたそうです。

以上です。どんどんこの辺も太陽光になっていくので悲しいなと思いつつも、地元委員としてはいたし方ないのかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○15番 この3の地役権の設定というのはどういうふうになっていますか。進入路の方ですけど。

○藤井会長 事務局でわかる。

○事務局 こちらは、賃借権でも所有権でもなく、進入路を購入する気はないと。ただし、進入路を通るために、地上権というか、地上権と地役権というのがあって、通るための権利を設定するというのがあるんですけども、これも農地転用許可の中にありますので、所有権、賃借権、使用貸借権、その他という形になるんですけども、地役権を設定すると。それで道を通るための権利を設定するようなものにはなります。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番の原田でございます。議案第3号の4番は、———、それから———の農地を———が一時的に借り受けて、———の耐震補強工事に伴う進入路及び資材置場として、一時転用したいという申請でございます。

現地確認を事務局及び内田委員と1月9日に行いましたので、そのことについて報告いたします。

また、——の——の——という所長にも電話で確認をいたしました。

現地は、資料の41ページ、——、——の——になっている部分、地区で言えば——という地区になります。この場所は、以前は——というところが一時転用して、——の表面のコンクリの補強工事をずっとやっておりました。

ようやく——の作業が終わったなと思ったら、今度は——がやるということで、どういう工事をやるのかと聞いたら、——は耐震補強だということで、——のほうは表面の古くなったコンクリをはつて、そこへまた張り替えると。——は、その周りに耐震のための補強をするという工事だそうです。

期間は大体1年半から2年ぐらい、状況によってそのぐらいで終わるだろうということで、今回の申請も——までには終わるだろうということで、そういう申請をされております。

農地区分は農用地域内の農地ですけれども、原則転用不可ですが、先ほどの説明のとおり、施行令第11条によって一時転用ということで、やむを得ないと。それと、その周辺にほかに適当な土地がないということで、今後も恐らく——絡みだと、ここを必ず転用するということになるだろうと思いますね。

前回もそうなんですが、転用後は一応きれいに更地にして、表面に薄く真砂土をやって、雑草が生えないようにするという状況なので、農地に戻そうと思えば、すぐ上をちょっと削れば農地にはなるんですが、何せ——のすぐ真下ということで、水がないんですね。水路がないので、農地に戻しても、結局畑を作るぐらいしかないというような状況です。

それはそれで構わないと思うんですが、今回の案件はそういう状況なので、ここが仮に一時転用されたとしても、特に周辺の営農条件に支障が生じるというようなことは全くないと考えております。

以上でございます。皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の内田でございます。——地区の太陽光発電、転用の許可申請でございます。

1月9日に、事務局2名、原田さんと私とで現地確認をしてまいりました。現地は、47ページ、

48ページ、————、————との交差点ですが、————がある場所から西へ300m程度のところになります。

ただ、この農地は、立ち会いをした時点で、農道から半分程度は耕作されたような形跡があるんです。————の所有というのはよくわかっているんですが、————が全く農機具を持っておられず、誰かが作っておられるというのは把握していたんです。ヤミ小作ですね。あとの半分は荒地というような感じです。そういう状況でございます。

49ページのマーカー部分ですが、随分長い農地ですが、この後方——47ページですが——ここに斜線があります。ここは去年の8月に————が太陽光を施工されて、現在も稼働中でございます。そこからちょっと離れたところです。譲渡人の————は大変高齢で——ですが、営農はできません。ひとり暮らしです。娘さんも——へお嫁に行かれています。

ただ、これは立ち会いより前に、1月7日に私は————のところに行ったんです。こういう話が出ているがどうか、と言ったら、————の御返答が、私はそんな話はしたことないと。太陽光、それは知らないと言われるんです。御本人さんが納得しておられない状態で承認もできるわけがないです。また、小作の関係もありますので、これは困ったということで、1月9日の立会日に——へ電話したんですよ、————に。

————とありますが、この方は——の方です。この方の携帯番号だけ書いてあって、なぜ————だったかというのがわかったのは、————のところへ行って、契約書があるはずだが、と言ったんです。そしたら契約書なんかないと言うので、太陽光のシミュレーション図を見せてもらったんです。そこで、————という名前が出たんです。

この業者さんですよ、————というのを知っておられますかと聞いたら、知りませんと言われるんです。————はどうか、それも知りませんと。とうとう————に電話して、————のお宅へ来なさいと言ったんです。私もそのときに行くから、よく話をしようということになったんです。そして、向こうが来たんですが、私は14回も————のところへ行っていると言うんですよ。納得をしておられないことはないはずですよということでした。話をしたんですが、契約書はありました。昨年11月15日。

やっぱりこういう状態で、農業委員会、皆さん方もそういう案件にぶち当たることもあるかもしれませんが、————

——ただ、農地には疎いんですね。それが結構持っておられるんですね。

三者で立ち会って、いろんな話をさせてもらったんですが、少し気になる点が51ページの水路側の長い部分に用水路があるんです。これが荒れ地の状態です。この水路は、毎年5月の連休明け

に、地区の方が溝掃除に入るんです。——はいつでも不勤料を払っておられます。御本人は出られませんから。

だから、この点を———によく申し上げました。———という方は———の方ですが、この方と———と、溝掃除は5月の連休には必ずやるから、これ事前に草刈りと掃除をなさいということを申し上げました。そうすると、———という方は、以前も太陽光をやっておられるんですが、きちんと畦まで防草シートを敷いておられます。これと同じような状況でやってくれということを農業委員として申し上げました。

だから、———は、私も行って三者で話したので、納得されました。問題はないのじゃないかという気がしておりますので、皆様方の御審議をお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、石田です。———、結局自分が契約したことがわかられたんですかね。

○16番 前の契約書を見せてもらったんです。———ところへ上がり込んで話しましたから、示すだけじゃなくて、もらっている書類がたくさんあるんじゃないのと。そしたら、こんなのがあったと、出してこられたんです。契約金額まで見せてもらいました。

———は農地をたくさん持っておられて、あそこにもある、あそこにもあると言われるんですが、ただ畑がどれくらいあるとかよくわからないので、もう手放したいという状態なんですね。

ましてや、娘さんが———におられる関係で、しょっちゅう電話はされるんです、———。ただ、契約したかしていないか、私はわからないと言われるんです。皆様方もこういう地権者にぶち当たるかもしれません、今後はですね。

○11番 娘さんは知っておられるんですか。

○16番 知っておられます。

○11番 それなら安心で。

○16番 娘さんは、こっちに帰る予定はないんです。向こうにも子供さんがおられるし、———もされて、向こうに———がある。だから、どうしようもないんですよね。

○11番 娘さんが知っておられるならいいけどね。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、5番、可決、承認いたします。

じゃ、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。議案第3号の6についての報告をいたします。

資料は53ページからありますから、ご覧ください。

本議案は、——、この方の農地を——が取得しまして、太陽光発電の事業として使用するとなっております。場所につきましては——で、今まで何回となく太陽光発電、売電の議案が上がったところだと思いますから、53ページの地図を見られたらおわかりになると思います。

現地調査につきましては、1月14日、午前中に関係者4名で行いました。地主の——についての聞き取りは、1月11日に本人宅に出向きまして、御主人より直接お話を聞いております。

御主人によりますと、——を過ぎた頃から、急に体に異常を感じるようになったということで、余り長く農業もやれないかなということを奥様と話しておられたんですけども、そういう関係で、息子さんにもちょっと手伝ってくれとか、いろいろ言われたらしいんですけど、息子も農業に全く魅力を感じないということでした。

それで、今回、売電の事業がこの辺で持ち上がったということで、これを機に農地を手放したほうがいいんじゃないかということで、今回、正式に手放すことを決めたと言っておられます。

なお、この農地につきましては、一昨年まではずっと水稻を作付しておられたんですけども、昨年は体調が万全ではないということで、保全管理をなさっておりました。

それから、今回、この土地を購入される——ですが、これの代表は——と言われる方らしいんですけど、——ということで、1月12日に電話にてお話を聞いております。——によりますと、仕事は太陽光発電の施工、取り付けをやっていて、県下ではかなりの数の施工を手がけているというようなことを言っておられました。

それから、売電の事業を手がけるのは今回が初めてということで、これをやることによって少しでも経営の多角化を図れたらいいなということを言っておられます。

それから、——につきましては、この農地を買うに至ってから、今まで川の掃除やいろいろなありますよということで、去年より3回の定期の川の掃除にも参加して、今後も川の掃除や、いろいろなここの行事に積極的に参加するようなことを言っておられました。

それから、土地を取得された後は、特にこの周りでは一部ですけど、水稻の作付等をやられておりますから、管理、特に雑草が主になると思いますけど、その管理も責任を持つてするというお約束をいただいております。

以上で報告を終わります。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は

挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、6番、可決、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第3号の7は、——の——、——、——の農地を——
——が建売住宅へ転用するという申請になります。

現地確認を1月10日に、事務局2名と宇多村小委員長と行いました。また、後日、——の息子さんにヒアリングを行いましたので、その結果を御報告します。

資料が59ページからになります。現地ですけれども、60ページが見やすいと思います。——
——の前に南北に走っている道があるんですけれども、その道沿いで、——
から2、300m北西に行ったところにあります。こちらの3枚の農地に18棟、住宅を建てるという話になります。

農地の現況ですけれども、現在、3枚とも耕作されておらず、——のみ一昨年までされていたということです。農地区分は第2種となりまして、西側も大きな太陽光が建っていまして、北も南も住宅と、東は道と住宅ということで、周りに農地がございません。そういったところで、——の息子さんいわく、一番道側の——のところの農地が買われたら、今後、次の——も——の農地もどうしようもなくなるということで、今回、一緒に売ってしまおうという話になったとのことでした。

以上、説明となります。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、7番、可決、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第3号の8番、太陽光発電設備による所有権移転の申請でございます。

資料は65ページから70ページになります。場所は、65ページをご覧ください。——が南側を走っております。ここは——でございます。——のすぐ北側ですね。

1月10日に、午後3時半から事務局2名と宇多村小委員長と私の4名で現地確認をいたしました。申請地は、近年、手を入れた様子もなく、雑草に覆われておりました。

調査報告いたします。

1月15日午前中、——の——に電話で話をお聞きしました。2年前から、——より、——、それから——が高齢で、機械もなく、管理もできないので、どなたか購入されな
いかという話をされており、その話を——が聞かれまして、太陽光にと手続をお願いされた
ということです。

また、——の——にもお電話で聞きましたところ、——より依頼を受け、手
続をしているとのこと。

——、——に、柵とか看板の設置、川ざらい等の近隣への配慮も気をつけてくださるよ
うに、一応お願いいたしております。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける
方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、8番、可決、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第3号の9番、こちらも太陽光発電設備による所有権の移転
の申請でございます。

資料は71ページから76ページでございます。

場所は、71ページ、72ページをご覧ください。72ページのほうがよくわかるかもしれませ
ん。——の北側で、海の近くでございます。

1月10日に、午後4時ごろ、事務局2名と宇多村小委員長さんと私の4名で、現地確認をいた
しました。海の近くで、地下水も随分高くて、現地は畑地申請されていまして、地上げされてお
りました。15日午前中に、——に事情をお聞きしました。細かないきさはわかりませんけれ
ども、代がかわって、申請地の北側の方との折り合いがどうしても悪くて、もう耕作したくないと
の思いが強くなられまして、——に譲受人を探していただくようお願いをされていたそ
うです。

また、——にも電話でお聞きしましたところ、——とは直接話したことはないそうで
けれども、事務所さんとの話の中で、——は太陽光をやってみたいという希望があったらしく
て、適しい土地があるというので紹介を受けられて、事業に取り組むこととされたそうです。

——、——、それから事務所さんにも、近隣とのトラブルのないように説明されて、ま

た水の流れとか、周囲の柵とか看板、それとそこは防草シートを敷かれるということですので、きちんとされるようにお願いしておきました。

特に、———には、近隣の住宅の方たちに許可をきちんと得られるように、これは説明されたとのことでした。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、9番、可決、承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第3号の10は、———在住の———の農地を———を持っておられる———が車両置場として購入したいとする所有権移転の申請でございます。

1月14日に、吉本小委員長さんと事務局の方で、用地の現地確認をいたしました。また、———には、1月13日に電話にてヒアリングいたしましたので、この結果について御報告いたします。

なお、———には、———のほうからかなり詳しく報告をいただいておりますので、特に連絡はいたしておりません。

この農地の場所は、お手元資料の77ページに記載ありますが、———の———の南東15mぐらいの———沿いにあります。80ページの事業計画書に基づき、若干、———とヒアリングをしましたので、それについて5点ばかりご報告させていただきます。

1つは、防草シートを張るということが書いてありましたので、これは前面に張るのか一部なのかということで、これは一部だということでございます。

それから、2点目として、クラッシャーランを10cmぐらいの厚みで敷くというふうに聞いております。

また、3点目として、この土地の取得への資金繰りであります。年商、今5,000万円ぐらいあるということですが、運転資金として某金融機関から融資を受けることにしてあります。また、預金残高の銀行の書面も提出いただいております。

4点目として、この交渉はいつからやられましたかということを知りたいんですが、———から———が夏場になると草がかなり生えるので月に1回ぐらい帰ってくるということで、だめもとで声をかけたところ、8月に声をかけられたそうです。売ってもらえないかと。そうしたら、10月ごろ、いいですよという承諾をいただけたということのようでございます。

それから、下見に行ったときに、工場のいわゆる名前が書いたものがなかったんですよ。ちょっと不思議に思いまして電話を入れましたら、実は株式会社とか有限会社とかでなくて個人がやっておりますということで、一応工場の名前は何かというんだらうかと聞きましたら、これは屋号ということで、—————との聴取をしました。

この農地は1種農地のため、本来でありますと農地転用はできませんが、先ほど紹介いたしました施行規則第33条第4号の集落接続、これに該当するため、農地転用に必要な2つの基準、これをもとにチェックをいたしました。

その結果、立地基準については規定どおりでございます。お手元の資料の80ページの事業計画書の申請地を選定した理由欄、この記載のとおりであります。

それから、一般基準については、確実に転用するかどうかということについてですが、これも同じく事業計画書の申請地を選定した理由欄の記載のとおり、工場に隣接した場所であって、作業効率がよいということから、また資金繰りもできております。申請どおり転用がされるものと、判断いたしております。

また、周辺の営農条件に悪影響を与えない、これについてはお手元の資料の82ページの被害防除計画書の記載のとおり、雨水のみであり、特に支障はないものと判断いたしております。

説明は以上ですが、地元委員としては、2つの審査基準はクリアしていると判断いたしておりますが、皆様の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、10番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第4号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書7ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第4号につきましては、令和2年1月26日公告予定の利用権設定の申請が8件提出されております。農地の集積面積は2万3,916㎡でございます。

内容につきまして、使用貸借権の設定が6件、賃貸借権設定が1件、所有権の移転が1件で、新規5件、再設定2件となっています。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入りたいと思います。

なお、当事者であられる委員さんがおられますけれども、再設定ということでもありますので、退席を求めないで行いたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、1番から8番までございますけれども、何か御意見のある方はお願いいたします。どうぞ。

○1番 7番の——、これは何をされるんですか。住所が——になっているけど。

○藤井会長 地元委員さん、どうですか、何かおわかりになればお願いします。

○11番 僕が説明します。聞き取りしたので。

○藤井会長 地元委員さんは御存じないですか。じゃ、いい。

○11番 今回、ちょうどこの農地が——ということで、うちの地域も、先ほども申しましたように、圃場整備とか将来やろうという計画もありますので、地域に初めて入ってこられるのであれば、そういうことでも同意していただけるものかとか、周辺農家と良好な関係を築けるかとか、その辺を確認させていただきたいと思って、社長さんに電話して聞き取りをしております。

この法人が何をされたいかという、今、——に本拠地があるみたいなんですけど、——という木、健康食品であるらしいんですけど、1年で大きくなるらしいんですけど、この木を毎年植えて、実を収穫して粉にして売ると、この一連の流れで農業生産されようとしているもので、もと農協の——という方が今関与されているそうです。——だそうです。

社長さんと話した感じでは、やる気満々の方でして、今、——、ここがまちおこしでこれを取り入れたいと、20町ぐらいの話を市とされているそうです、市とか市議会と。——でも10町ぐらい、これをやれるかということで話されていて、現状でも製菓会社に2tぐらい粉を出されているというお話でした。

木なので、大木になったら困るじゃないかと思ったら、毎年ちゃんと植え替えるそうです。抜いて、根まで何か使えるということで、今度、何かいろんな夢を持っておられて、——の近くのもと——があった——沿いのこっちから行くと左手側、——とかいう——があったところを建物と土地も買いたいと、そこで野菜工場をやりたいとか、今回の農地で生産した——もそこで加工したいとか、当面、10名体制ぐらいで作業をして、いずれは外国人とかも雇用してやりたいとか、あと障害をお持ちの方とかにも活躍してもらいたいんだとか、何かいろんな構想を言われたんですけど、僕が一番気になっていたのは、圃場整備を嫌だと言われることと、地域の

ことは知らんよと言われるのが一番怖かったので、そこを聞いたら、それは当然協力させてもらいますし、地域の溝掃除、草刈りなんかは当然やらせてもらいますという答えをいただいたので、それならわかりましたと答えました、こちらとしてはですね。そのぐらいしかわからないですけど。

○1番 ちょっと気になったのが、この住所は多分アパートみたいなのところなんです。要するに、ここに本当に拠点があるのか、この株式会社は本当に実績があるのかなのか、その辺が全然わからないですけど。今言われた———というのは聞いたことがないです。———はよく知っていますが、あの方はどちらかというと大きな話をされる方で。

○11番 そうみたいです。

○1番 どこまで真実かというのはわからない部分があるので、その辺を事務局に把握してもらって……。

○藤井会長 事務局、———のこと、どのぐらい把握されていますでしょうか。

○事務局 一番関わっているのは、農林水産振興課から入ってくるので、こちらは書類の提出のみという話で、余り接触はしていないですけども、すみません、こちら情報も……。

○11番 農協の営農部とかとも話しているみたいで、———にも結構いろいろしておられる。

○藤井会長 会社が———にあるということですけど、実情はアパートみたいなのところで、はっきりしていないのが現状みたいですし、役員が4～5名おられるんですけど、みんな———に在住の方ばかりで、それがみんな従事日数200日とか書いてありますので、今後本当にこっちに移ってきてやってくれるのかも疑問ですけど、さっき言われたように、———で———向こうのJA関係も巻き込んでやっておられるということはあるみたいですので、本当に———をやっていただけるならそれでいいとも思います。さっきちらっと出た———の跡地、あそこは1町ぐらい土地があるんですけど、あそこで野菜工場をやりたいと、そういう話は出てきています。そこら辺をもうちょっと……。

○8番 8番の古谷ですが、これの企業の経営実態というのは把握しておられますか。問題は、定款を見て、どういう仕事をしているのかと、それからそれぞれのこれをやっているよと言ったら、実際の事業をどうやっているかと、実績はどうなのかと、これをきちっと把握しておかないと、変なことになる可能性が強いよ。経営実態をしっかりと、定款と経営実態、これだけは押さえておいてほしい。

○藤井会長 だから、これも前回の月例総会でも言ったように、基盤強化促進法、3条じゃなくてかかるというのは、農振課としっかり連携をとってこちらに内容をよく教えてもらっておかないと、変なことになる可能性がある。農振課ははっきりと把握していると思うので。

○11番 向こうの社長さんが言われていたのは、今、認定農業者の申請も出されているということ……。

○藤井会長 それで、今、古谷委員がおっしゃったような実態とか、方向性がはっきり見えないので、今はこういう話をさせていただいているんですけれども。

○11番 うちの地元の農地なので、僕も心配で、余りお金、お金と言うような人だったら、ちょっとどうかなとは思って話したところ、それは当然協力しますという答えが返ってきたので、水路掃除とか草刈りとか地域活動、ほかの農地も周りでもし借りられるところあったら貸してもらえたらと言って、ちょうど周りにも休耕地があるので、そこらも将来的には借りてくれて、とりあえず賃貸借の契約で5年10カ月しかないので、これで様子を見るしかないのかなと。やる前から排除してもいけないだろうなと思ったので、わかりましたと答えたんですけどね。

○藤井会長 今回はこれでよろしいんじゃないですか。詳しい状況は後日、事務局から説明させますので。

○11番 ちょうどうちの所有地が隣にあるので、よく見ておきますね。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第4号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号、可決、承認させていただきます。

続きまして、議案第5号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。別紙で、本日、配付しました議案第5号をご覧ください。

当議案は、農地転用に係る収賄等、農業委員会の不祥事が昨年10月に立て続けに発生しましたことを受けて、去年11月28日開催の全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、改めて農業委員会組織としての綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されましたことから、全国農業会議所からの依頼により、本市農業委員会におきましても法令遵守の申し合わせの決議を行うというものでございます。

皆様のお手元に配付しております決議書をただいまから読み上げますので、その後決議をお願いしたいと思います。

議案第5号を読み上げます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の代表的な公的機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月17日、防府市農業委員会。

以上、決議について、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入りたいと思います。御意見がある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第5号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第5号、可決、承認いたします。

続きまして、報告事項は第1号から第6号までございます。目を通していただいて、御意見があれば伺いたいと思います。御意見があればよろしくお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、これで議案審議は閉じたいと思います。

午後4時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 1月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員